

奈良県公安委員会告示第 191 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 99 条の 2 第 4 項第 1 号イに規定する技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号イに規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条（規則第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 18 日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

1 実施する技能検定員審査及び教習指導員審査の種類

- (1) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大型）
- (2) 技能検定員審査及び教習指導員審査（中型）
- (3) 技能検定員審査及び教習指導員審査（準中型）
- (4) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普通）
- (5) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大特）
- (6) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大自二）
- (7) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普自二）
- (8) 技能検定員審査及び教習指導員審査（牽引^{けん}）
- (9) 技能検定員審査及び教習指導員審査（大型二種）
- (10) 技能検定員審査及び教習指導員審査（中型二種）
- (11) 技能検定員審査及び教習指導員審査（普通二種）

2 実施期日

令和 5 年 1 月 23 日（月）から同月 27 日（金）までの間において審査担当者が指定する日時

3 実施場所

橿原市葛本町 120 番地の 3

奈良県警察本部交通部運転免許課

4 審査項目

(1) 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

(2) 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

5 審査申請手続

審査を受けようとする者は、次により審査の申請を行うこと。

(1) 申請期間

令和4年12月20日（火）から令和5年1月6日（金）まで（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 申請方法

ア 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼り付けたもの）1通を3の場所に提出すること。

なお、1の(1)から(8)までに掲げる審査を受けようとする者にあつては、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を、1の(9)から(11)までに掲げる審査を受けようとする者にあつては、受けようとする審査の種類に応じ、それぞれ規則第3条第1項第2号から第4号まで又は第11条第1項第2号から第4号までに定める書類を提示すること。

イ 規則第17条に定める審査細目についての審査を免除される者にあつては、これに該当する者であることを証する書面の写しをアの審査申請書に添付すること。

6 審査手数料（審査申請のときに奈良県収入証紙で納付すること。）

奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号）第10条に定める額とする。

なお、申請をした審査を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

7 携行品

運転免許証及び筆記具

8 問合せ先

奈良県警察本部交通部運転免許課講習第三係

電話番号（直通） 0 7 4 4－2 5－7 7 4 4